調 達 公 告

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行う ので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月23日

鳥取県知事 平井 伸治

1 調達内容

(1)業務の名称及び数量

令和7年度「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール等実施業務(以下「本業務」 という。) 一式

(2)業務の内容

入札説明書及び「令和7年度『食パラダイス鳥取県』特産品コンクール等実施業務 委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3)業務期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(4)入札方法

ア 入札は、紙により行うものであること。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入 札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の額 を含めた契約申込金額とすること(消費税不課税、非課税のものを除く。)。課 税事業者にあっては、内訳として消費税額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「イベント企画・運営」のいずれにも登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日 (再度入札を含む。) までの間のいずれの日において も、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成7年7月17日付出第157 号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日において も、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行わ れた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て が行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。) を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地 鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課 電 話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609 電子メール shoku-paradise@pref. tottori. lg. jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 7 年 5 月 23 日 (金) から同年 6 月 4 日 (水) までの間にインターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/305877.htm) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年5月23日(金)から同年6月4日(水)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

令和7年6月10日(火)午前10時即時開札

イ 場所

鳥取県庁本庁舎4階 農林水産部会議室

5 入札参加者に要求される事項

- (1)入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類 を、令和7年6月4日(水)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場 所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3)入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方(以下「受託者」という。)は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1)入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告 又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 受託者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条

の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上 あるときは、当該入札者の間でくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。落札 者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 契約の解除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる 旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照 会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為 を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ)暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、 物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ)暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を 行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を 下請等させること。

(6) その他

- ア 詳細は、仕様書による。
- イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約 条項を仕様書から削除する。
- ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一 するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。